

第19号 (2006年1月)

いつもお世話になっております。ライブドア・ショックによる株式市場の混乱も落ち着きを取り戻しつつありますが、ネット取引を中心に急増している個人投資家には、改めて**投資リスク**という現実を強く認識させられる事件でもありました。また国の政策では、景気対策の一貫として貯蓄から投資へ誘導するように、証券税制（平成15年改正）で多くの優遇措置を設けることにより、今の個人投資ブームに一役買っています。

そこで今回は、確定申告（2月16日～3月15日）も近づいたことなので、『株式投資にかかる確定申告のポイント』を取り上げました。すでに株式投資をしている方だけでなく、これから株式投資を始めようという方も参考にして下さい。



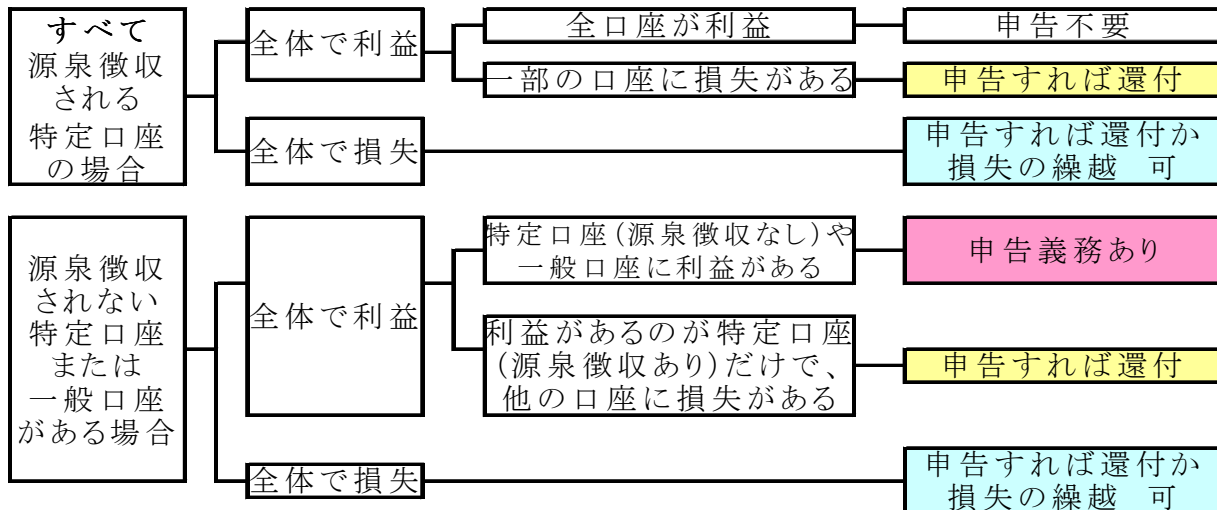
株式投資と確定申告

譲渡所得 編

まずは、清友通信9号(2005年2月)で、どんな時に確定申告が必要だったか、おさらいしてみましょう。

質問 上場株式の譲渡所得の申告

複数の口座で株式の売買をしています。確定申告は必要ですか？



※非上場株式の譲渡所得は、特定口座が使えないので、すべて確定申告しなければなりません。

上図で、上場株式について「確定申告しないとイケない」のは、**ピンク色**のケースだけです。しかし、それ以外のすべてのケースでも、確定申告をすることにより、**特例**や**損益通算**などの税制優遇措置を受けて税金を安くすることができる場合があります。

それでは、どんな場合に確定申告をすれば、メリットがあるのかをこれから見ていきましょう。ご自身の株式投資の状況を当てはめながら、読んでみて下さい。

確定申告をしたほうがいいのか？⇒3つのステップを順番に確認してみてください

上場株式の譲渡損益にかかる所得税について、確定申告で受けられるメリットを大まかに **3つのステップ**に分けてその内容と対象となる取引をご紹介します。なお、申告すべきかどうかは、総合的に検討してみないと判断できないケースもありますので、個別にご相談ください。

STEP1 3つの特例をチェック

特例1；「上場株式等の取得費の特例」を適用する？

対象：平成13年9月30日以前に取得した株式

- ・実際の取得価格
- ・平成13年10月1日の終値×80%

⇒いずれか高い方を選択した方が節税

特例2；取得価格1,000万円までの譲渡益は**非課税！！**

対象：平成13年11月30日～平成14年12月31日までに取得した株式（合計1,000万円以下）で、平成17年～平成19年末までに譲渡したもの

注意点：『特定口座の源泉徴収口座』で譲渡の場合は、適用不可⇒一般口座などへ移して譲渡
また対象となる株式が複数銘柄ある時は、自分で事後的に選べます。

特例3；譲渡損の3年間繰越

内容：平成15年1月1日以降の譲渡損を繰り越して損益通算できる

注意点：譲渡損があった年から連続して確定申告書を提出して「譲渡損の繰越」をしていないと譲渡益が出ても損益通算できない

⇒取引全体で譲渡損となる場合は、他に所得がなくても確定申告する

STEP2 損益通算上のチェック

- ① 株式譲渡については、**現物売買**と**信用取引**の損益を通算できる
- ② 平成17年分から**株式投資信託の譲渡損益**も通算できる
- ③ 複数口座の中に赤字口座がある場合は**各口座の損益**を通算できる
- ④ **繰越損失**がある場合は譲渡益と通算できる（STEP1③の内容）

STEP3 所得税額全体への影響をチェック

- ① **特例や損益通算を使わない場合**でも、定率減税(注)の枠が残っていれば、確定申告すれば税金が安くなります。

(注)定率減税・・・平成17年分では、所得税の20%相当額(最高25万円)を減税してくれます。

(参考)平成18年分⇒10%相当額(最高12.5万円)、平成19年分⇒全廃(予定)

- ② 専業主婦や扶養家族の方は、所得の金額によっては、確定申告することにより配偶者控除等が適用できなくなり、**結果的に世帯の税金が増える可能性がある**ので、注意が必要です。

(例) **他に所得のない専業主婦が源泉徴収口座で・・・**

・30万円儲けた⇒源泉徴収された税金が還付・・・**確定申告したほうがおトク**

・50万円儲けた⇒源泉徴収された税金の一部は還付されるが、世帯主の配偶者控除が適用できない
・・・**確定申告しないほうがおトク？？？**

⇒ご相談いただければ、弊社にて試算します。

配当所得 編

こちらも清友通信 9 号(2005 年 2 月)で、どんな時に確定申告が必要だったか、おさらいしてみましょう。

質問 配当所得の申告

上場株式の配当を受けました。確定申告は必要ですか？

答 金額に関わらず、申告の必要はありません。

しかし、**配当控除**等が受けられるため、課税総所得金額（＝所得の合計額－所得控除）が 330 万円以下なら申告した方がおトクです。

※ 非上場株式の場合、一年に支払いをうける配当金額が 10 万円を超えると**確定申告しなければなりません。**

それでは、どうして課税総所得金額が 330 万円以下では、確定申告した方がおトクなのでしょう？

➡ 配当所得に対する税金は、給与所得などと合算した総合課税制度を適用して計算します。

この総合課税制度では、所得水準により適用する税率が異なります。さらに確定申告を行うことにより、**配当控除**として配当所得×12.8%（課税総所得金額 1,000 万円超は 6.4%）の税額控除を受けることができます。



つまり、総合課税の税率－配当控除＝**正味の税率**になります。この正味の税率が**源泉徴収税率**より、低い時は、確定申告をした方がおトクになるという仕組みです。

確定申告が有利な所得の分岐点

課税総所得金額	上場株式の配当			非上場株式の配当		
	① 総合課税 の税率 (所得税+ 住民税)	② 配当控除 (所得税+ 住民税)	③ ①－② 正味の 税率	④ 源泉 徴収 税率	⑤ 源泉 徴収 税率	⑥ 確定申告 選択 ライン
200 万円以下	15%	12.8%	2.2%	10%	20%	確定申告 した方が 有利
200 万円超 330 万円以下	20%		7.2%			確定申告 した方が 有利
330 万円超 700 万円以下	30%		17.2%			源泉徴収 だけで済 ます方が 有利
700 万円超 900 万円以下	33%		20.2%			源泉徴収だ けで済ます 方が有利

(弊社からのご連絡事項)

確定申告は、事業収入や家賃収入のほかに、土地建物を**譲渡**した場合やお金などの**贈与**を受けた場合などにも申告が必要（または有利）です。「こんな収入があるけれど、申告が必要かな？」と思われるものは一度、ご相談ください。

また今年の確定申告では、**65歳以上の方**については、大幅な増税となります。具体的には『**公的年金控除額の縮小（140万円→120万円）**』と『**老年者控除の廃止（50万円→ゼロ）**』です。今まで税金のかからなかった方も、今年は税金がかかるかも知れませんので、併せてご相談ください。

最後に、今年の確定申告から、国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付証明書（社会保険庁から届くハガキ）の添付が必要になりました。

⇒**国民年金保険料を納付した方は、納付証明書（ハガキ）を弊社までお持ちください。**

なお、年末調整で提出した場合は不要です。

(文責 藤井義久)